

3 建指第 2 4 5 号
令和 3 年 7 月 1 日

関係団体の長 殿

愛知県建築局長

都市計画法第 34 条第 1 号等の審査基準及び運用基準の
改正について（依頼）

本県の開発許可行政につきまして、日ごろから御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、都市計画法第 34 条第 1 号の審査基準及び運用基準を別添のとおり改正し、令和 3 年 7 月 1 日から施行することとしました。

また、法第 34 条第 4 号、第 7 号及び第 9 号についても、「運用基準」としていたものを「審査基準」に改めます。

については、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

別添の審査基準及び運用基準は、愛知県ホームページ（ネットあいち）に登載します。

担 当	建築指導課開発グループ
電 話	052-954-6588（ダイヤルイン）
E-mail	kenchikushido@pref.aichi.lg.jp